

## 和歌山市企業局検針業務委託に関する仕様書

### 第1章 総則

この仕様書は、和歌山市企業局（以下「甲」という。）が委託する上水道及び工業用水道の水道メーターの検針業務並びにこれに附帯する業務（以下「委託業務」という。）の処理について適用する。受託者（以下「乙」という。）は、和歌山市公営企業の検針業務に関する規程及び同業務委託契約書、この仕様書等に定める仕様に従い、調定・収納業務及び滞納整理業務等を委託する水道料金徴収業務受託者（以下「徴収業務受託者」という。）と連携し、水道使用者（以下「使用者」という。）から安心、信頼を得られるよう常に適切かつ誠実な業務処理に努めなければならない。

（契約期間）

- 1 この仕様書により委託される期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。ただし、仕様書の業務を遂行するに当たり、準備・研修等の移行準備期間は、契約日の翌日から令和8年9月30日までとし、その期間内にかかる経費等は、乙の負担で委託料は発生しないものとする。

（委託の範囲）

- 2 乙の委託業務の範囲は、次のとおりとする。
  - （1）検針事務所及び和歌山市水道料金センターでの業務
  - （2）水道メーターの検針（大型メーター・休栓中メーター及び工業用水道検針業務を含む。）
  - （3）使用状況等の調査
  - （4）使用水量の算出
  - （5）使用者への通知
  - （6）使用者からの届出等の受付
  - （7）検針実務
  - （8）検針データの受渡
  - （9）内容審査業務
  - （10）再調査業務
  - （11）業務月報等の作成及び報告
  - （12）文書配布業務
  - （13）その他甲が必要と認める事項

（検針業務の区域及び検針日）

- 3 乙が行う検針業務の区域は、甲が指定する区域とする。

- （1）毎月検針

河西工業用水道

- （2）偶数月検針

A-1（偶数月の1日から9日までの検針）

楠見、木ノ本、貴志、ふじと台、湊、宮北、四ヶ郷、中之島、紀伊、川永、山口、雑賀地区及び各戸検針対象地区

A-2（偶数月の10日から19日までの検針）

野崎、松江、西脇、加太、田野、本町、城北、雄湊、有功、直川、雑賀崎、雑賀地区及

び各戸検針対象地区

A-3 (偶数月の20日の検針)

大型メーター等の検針区域

(3) 奇数月検針

B-4 (奇数月の1日から9日までの検針)

広瀬、大新、新南、芦原、宮、鳴神、西和佐、和佐、和歌浦、名草地区及び各戸検針対象地区

B-5 (奇数月の10日から19日までの検針)

吹上、砂山、高松、宮前、雑賀、紀三井寺、琴の浦、三田、岡崎、安原、西山東、東山東、和歌浦地区及び各戸検針対象地区

B-6 (奇数月の20日の検針)

有功団地の検針区域及び河東工業用水道

(4) その他の検針区域については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(5) 各期間内で実施する各使用者の検針日については、極力前回の検針日と同日となるよう努めなければならない。ただし、天候、日祝日、その他のやむを得ない理由による場合は、その限りでない。

(運営)

4 乙は、甲が設置する和歌山市水道料金センターにおいて、徴収業務受託者と協力して委託業務を履行しなければならない。

(業務履行場所)

5 和歌山市七番丁16番地 ワイチビル4F 検針事務所

(検針事務所の経費)

6 検針事務所運営にかかる諸経費は、次のとおりとする。

(1) 甲が負担するもの

ア 家賃

イ 電話及び電話料金 (ファクシミリ、インターネットにかかる料金等は除く。)

ウ 業務で使用するパソコン等のOA機器

(2) 乙が負担するもの

ア 机、ロッカー、複写機等の事務機器

イ 光熱水費

ウ 現地調査等で使用する単車等の交通手段にかかる諸経費

エ 検針事務所の運営にかかる甲が負担する以外の諸経費

オ 事務所の警備費

(営業時間)

7 検針事務所の営業時間は、次のとおりとする。

(1) 平日は午前8時30分から午後7時まで、土曜日は午前8時30分から午後5時までとし、日曜日及び国民の祝日については、休業日とする。ただし、急な使用者からの問い合わせ等には、状況に応じて、時間外や休業日においても対応をとるものとする。

(2) 年末年始(12月29日から1月3日までの期間をいう。)の業務の取扱いについては、甲

乙協議の上、特別体制をとることとする。

(委託業務監督者)

- 8 甲は、乙又は総括責任者(10に規定する者をいう。)を指示監督するため、委託業務監督者を選任し、委託業務監督者は経営管理部営業課長とする。ただし、甲は、必要に応じ、他の職員を選任することができる。

(委託業務監督者の役割)

- 9 委託業務監督者は、次に掲げる権限を有する。

- (1) 乙又は総括責任者に対する指示、承諾及び協議
- (2) 仕様書に基づく業務履行のための帳票類の承認
- (3) 仕様書に基づく業務の履行状況の確認及び検査
- (4) その他甲が指示する業務の連絡調整

(総括責任者)

- 10 乙は、業務を支障なく円滑に行うため、給水人口300,000人以上の水道事業体の検針業務を3年以上の指導経験又は従事経験を有する者を総括責任者として選任し、書面をもって提出し、甲の承認を受けなければならない。

(総括責任者の役割)

- 11 総括責任者は、検針事務所に常駐し、仕様書の処理に関して、その運営全般の取締まりを行わなければならない。また仕様書外の事項であっても業務の履行に際し必要があると思われる場合は、委託業務監督者へ報告し、必要がある場合は、その指示に従い処理しなければならない。

(検針業務従事者)

- 12 乙は、甲が指定する日に検針を行うため、次の要件を満たす検針業務従事者を確保しなければならない。

- (1) 検針業務従事者は、和歌山市内の地理に精通している者でなければならない。
- (2) 検針業務従事者は、常に親切丁寧を基本とし、使用者に対し不快感及び不親切感を与えない者でなければならない。
- (3) 検針業務従事者の人数は、委託業務に支障のない人数とする。

(検針業務従事者の届出)

- 13 乙は、契約締結後に検針業務従事者の名簿を委託業務監督者に提出し、事前に承認を受けなければならない。

(検針業務従事者の指導・育成)

- 14 乙は、業務を適正に履行するために、検針業務従事者への業務内容の指導・教育はもとより、水道事業全般に研修等を実施し、常に能力向上に努めなければならない。

(届出義務)

- 15 乙は、次の事由が発生した場合は、直ちに甲又は委託業務監督者に届出なければならない。

- (1) 乙の名称、所在地、電話番号及び使用印の変更
- (2) 総括責任者の変更
- (3) 検針業務従事者の変更
- (4) 検針データ等の資料の漏洩、紛失等の事故

- (5) 甲が貸与する機器等の故障、破損、汚損、紛失、盗難等
- (6) (1) から (5) までに定めるもののほか、委託業務の履行上、必要があると認められるとき。  
(金品等の收受の禁止)
- 16 乙は、この委託業務の履行に関連して、いかなる理由でも水道使用者等から金品、その他のものを收受してはならない。  
(法令等の遵守)
- 17 乙は、この委託業務の履行にあたっては、業務に関する関係法令及び関係規則並びに和歌山市水道事業給水条例及び関係規程等を遵守しなければならない。  
(秘密の保持等)
- 18 乙は、この委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 19 乙は、この委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。  
(個人情報取扱特記事項の遵守)
- 20 乙は、この委託業務の履行にあたり、個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- 21 乙は、個人情報の取扱状況に関して甲から監査の請求を受けた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- 22 乙は、個人情報取扱特記事項に違反し、個人情報の漏洩等により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

## 第2章 委託業務の内容

### (検針事務所での業務)

- 1 乙は、検針事務所で次の業務を行う。
  - (1) 委託業務に関する使用者からの問い合わせ、苦情、トラブル等に対して誠意をもって迅速に対応し、使用者の了解を得るとともに、適正な処理をしなければならない。この場合において、乙に判断ができない場合には甲に報告し、指示を受けるものとする。
  - (2) 検針データ受渡業務。  
(水道メーターの検針)
- 2 乙は、次のメーターを検針するものとする。
  - (1) 隔月検針のメーター (工業用水道を含む。)
  - (2) 毎月検針のメーター (工業用水道を含む。)
  - (3) 休栓中メーター (休栓中メーターとは、使用者が存在しないメーターをいう。)  
(使用状況等の調査)
- 3 乙は、次の内容について調査・確認を行い、徴収業務受託者へ報告するものとする。
  - (1) 使用水量が異常に増減した場合の使用状況等の確認
  - (2) メーター故障 (不回転、破裂、乱針、くもり等) の場合の使用状況等の確認
  - (3) 無届使用を発見した場合の使用者の氏名、使用開始年月日等の確認
  - (4) 使用戸数の確認
  - (5) 新設分の水栓番号、棟及び号室の確認

- (6) 新設分のメーター番号の照合及び逆取付けの有無の確認
- (7) 標識の張替え及び新設分の標識の確認
- (8) 解体等で更地になっているときの報告及びメーターの確認
- (9) 検定満期後（取替）のメーター番号等の確認  
（使用水量の算出）

4 乙は、次の内容のとおり使用水量を算出するものとする。

- (1) 通常の場合は、使用者ごとに定められた検針日に、今回の検針値から前回の検針値を差し引いて算出する。
- (2) 検定満期でメーターが取り替えてある場合は、新・旧メーターの使用水量を合計して算出する。  
（使用者への通知）

5 乙は、次の内容のとおり使用者へ通知するものとする。

- (1) 4の(1)及び(2)についての「使用水量のお知らせ」による通知
- (2) 漏水等の疑いのある給水装置に関する調査及び修繕を促す通知
- (3) 使用水量に異常な増減がある場合の通知
- (4) その他使用者への通知の必要がある場合の文書等の配布  
なお、(2)及び(3)で使用者が不在の場合の通知は、甲が指定する連絡用紙に当該事由を記入して通知する。  
（使用者からの届出等の受付）

6 乙は、使用者から給水装置の修理依頼並びに給水開始、中止、休止、氏名等変更の申し出及びその他使用者からの届出を受け付けたときは、甲が指定又は承認した様式に必要な事項を記入し、徴収業務受託者に提出する。  
（検針実務）

7 乙は、検針を行う際、原則として毎月1日から日曜日及び国民の祝日を除いた日でハンディターミナル（以下「HT」という。）を使用して検針を行う。

- (1) メーターの検針の際は、検針順路、使用者名、水栓番号、メーター番号等をHTデータと照合し、パイロットの状態（停止、回転、不明）及び指針をHTに入力し、「使用水量のお知らせ」を出力し、使用者に交付する。
- (2) 使用水量が前回又は前年同期と比較して、異常に増減している場合は、指針を再確認して使用者にその旨を伝え、増減の理由を聞き取るとともに、使用水量のお知らせ等に記入する。
- (3) 無届転居等を発見した場合は、家主、近所の住人、不動産業者等から転居先等を聞き、甲が承認した書類に必要な事項を記入し、徴収業務受託者へ提出する。
- (4) 使用状況に変化はなく、使用水量が前回又は前年同期と比較して異常に増減している場合は、メーターの故障、漏水等の有無を徴収業務受託者に報告する。  
ア メーターに起因することが判明した場合は、使用者にその旨を伝え、甲が指定した様式に必要な事項を記入の上、徴収業務受託者へ提出する。  
イ 漏水を発見した場合は、甲が指定した様式にその内容等を記入する。

なお、この場合、現地での使用水量の認定は行わない。

- (5) 使用水量の増加の理由が判明せず、使用者が了承しない場合は、使用水量の算定は保留し

て、委託業務監督者の指示に従い、漏水調査又はメーター検査等を行った結果に基づき水量を決定する。

(6) 検針不能となるおそれがある場合又はその状態になっている場合は、使用者に障害の除去を要請し、徴収業務受託者へ報告する。

(7) メーター取替え後の検針時にメーター番号、取付状況及び漏水の有無を確認し、不備があれば徴収委託業者に報告する。

(検針データの受渡業務)

8 乙は、検針データの提供及び返却、月末処理について、徴収業務受託者の指示に従い処理するものとする。

(1) 乙は、徴収業務受託者が検針月の前月の指定日に抽出した検針データを、端末機(サーバ)からHTに転送する。

(2) 乙は、検針済みのデータをHTから端末機(サーバ)へ転送し、徴収業務受託者に返却する。

(3) 乙は、月末処理の際、当該月のすべての検針データの返却終了を確認する。

(内容審査業務)

9 乙は、次のとおり検針完了HTデータについての内容審査を行い、及び各種帳票類についての内容確認を行うものとする。

(1) 使用水量が大幅に増減しているものについて、漏水、メーター故障又は指針の誤読の懸念があるものの判別

(2) 不在又はメーター上障害物等で使用水量を推定計上した数値の適否についての判別

(3) 認定水量数値の適否についての判別

(4) 日割計算により使用水量を算出したものについての計算確認

(5) 乙が使用者から受け付けた書類の記載内容について不備がないかの確認

(6) 検針メモ(使用水量のお知らせに入力しきれない場合に使用するメモのことをいう。)の内容について、記載上の不備がないかの確認

(7) その他の事項について必要な処理をしているかの確認

なお、内容審査の結果、異常が認められる場合は、再検針を行うなど、適切な処理をするものとする。

(再調査業務)

10 乙は、検針内容審査の結果、調査の必要があるものについては、再度、現地確認等を行い、徴収委託受託者に報告し、調査を依頼するものとする。

(1) 前回までの使用実績と比べ、今回の使用水量が異常に増加しているが、甲の指定した様式に使用者の了解又は増加理由の記入がなく、漏水等の懸念があると思われるもの

(2) 前回までの使用実績と比較し、今回の使用水量が異常に減少しているが、甲の指定した様式に減少理由の入力がなく、メーター故障、無届転居等の疑いがあると思われるもの

(3) 甲の指定した様式に増減の記載はあるが、調査不十分で再調査の必要があると思われるもの

(4) 乙が使用者不在、メーター上障害物等で検針ができなかった場合で、使用水量を推定計上

- するにあたり、使用実績の変動が激しく、再調査する必要があるもの
- (5) 漏水、メーター故障等で、使用水量の認定をする必要があるもの
  - (6) 乙が作成した各種帳票の記載内容から再調査が必要なもの
  - (7) 乙が直接使用者等から連絡を受け、再調査が必要なもの
  - (8) 甲又は徴収業務受託者の指示により再調査が必要なもの  
(業務月報等の作成及び報告)

1 1 乙は、翌月の検針予定表（地区冊番毎の担当検針員及び検針予定日を記入したもの。）及び当月分の業務月報（別記様式に従い、日次及び月次の業務終了後に検針件数、使用者対応件数及び徴収業務受託者への再調査依頼件数を記入したもの。）を作成し、毎月末日までに委託業務監督者に提出するものとする。

(文書配布業務)

1 2 文書配布業務とは、あらかじめ甲が用意する広報等の文書を、検針時に各戸配布することを主な業務とする。

- (1) 配布期間及び地域については、甲が事前に指定する。
- (2) 配布担当者は、乙とする。

(業務使用物品の甲乙負担)

1 3 委託業務の際に使用する物品は、次のとおりとする。

(1) 甲が負担するもの

- ア 端末機、プリンター、ケーブル等システム関係機器一式
- イ HT本体及びHT関連備品
- ウ データ集配信装置（HTクレードル）及び付属物品
- エ 集中検針盤の鍵
- オ 検針用巡回地図
- カ 甲のシステム変更にかかる経費
- キ 「使用水量のお知らせ」用紙
- ク その他甲の統一様式の各種帳票類
- ケ 端末機の移設費等、甲が業務履行において必要と認めるもの

乙は、アからオについて、委託業務監督者あてに借用書を提出し、管理・保管するものとする。借用期間は、本契約の履行期間を原則とする。

(2) 乙が負担するもの

- ア 事務所用じゅう器類
- イ 検針棒
- ウ 検針及び検針整理業務月報用紙類
- エ 委託業務従事者用制服一式（統一様式）
- オ 検針用巡回地図の複製
- カ 調査時の写真撮影関係及び調査備品
- キ 検針事務所に関する諸費用
- ク 使用者等とのトラブル処理に要した費用
- ケ 甲からの貸与品に係る補修等の費用のうち、故意又は重大な過失によるもの

コ その他、乙が業務履行に必要と認めるもの

乙は、甲からの貸与品について、借用期間満了までに必要に応じて修復等を行い、甲に返却しなければならない。

(甲乙等の連絡調整)

- 1 4 業務上の疑義が生じた場合は、甲と乙、乙と徴収業務受託者で連絡調整を行い解決するものとする。この場合において、解決できないときは、甲の指示に従うものとする。

### 第3章 雑則

(遵守事項)

- 1 乙は、委託業務の実施にあたり、下記の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 乙は、常に親切丁寧を基本とし、使用者に対し不快感、不親切感を与えないよう心がけること。
  - (2) 乙は、委託業務を遂行するために個人の宅地内等に立ち入るときは、個人の所有物件を損壊しないよう細心の注意を払うこと。  
(委託業務に関する苦情処理等)
- 2 委託業務に関して乙に寄せられた苦情及び問い合わせ等については、乙が自己の責任において処理するものとする。ただし、苦情及び問い合わせ等の内容により乙が判断できないときは、甲の協力を求めることができる。  
(委託業務従事者の教育)
- 3 乙は、自己の責任において、各委託業務従事者に対し委託業務の効率的及び円滑な実施に必要な教育を行わなければならない。  
(委託証明書の携行・制服の着用)
- 4 乙は、本仕様書における業務を遂行するときは、常に委託証明書を携帯し、使用者等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 5 業務に従事する者は、統一された服装を着用することを要する。  
(事故等発生時の処置)
- 6 乙は、委託業務において事故等が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に報告するとともに、速やかに事故報告書等を作成し提出しなければならない。この場合において、事故等の処理については、甲、乙協議の上、行うものとする。ただし、乙において事故発生時に何らかの措置を講ずる必要があると判断したときは、乙の責任において当該措置を行うものとする。  
(損害賠償)
- 7 乙が故意又は過失により甲に損害を与えたときは、速やかにその損害を賠償しなければならない。  
(帳簿等の検査)
- 8 甲は、乙の業務に関する帳簿、書類その他の物件について、定期的に検査を行うものとし、甲が必要と認めるときは、臨時に検査を行うことができる。  
(事務の引継ぎ)
- 9 乙は、次の各号に該当する期間において、委託業務に関する一切の事務を甲及び甲の新たな

委託先に引き継ぐものとする。ただし、甲及び乙が引継ぎに要する期間が足りないと判断したときは、甲の新たな委託先の了解の下、引継期間を延長するものとする。

(1) 委託契約期間満了後において甲との間に契約の更新がなされないとき。

甲の新たな委託先との契約日の翌日から本委託契約期間の満了するまでの間

(2) 委託契約が解除されるとき。

甲の新たな委託先との契約日の翌日から3月間

(補則)

10 本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、処理するものとする。ただし、緊急を要するときについては、甲の指示するところによる。

業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

1 事業規模 (上水道)			(工業用水道)		
(1) 給水世帯数 156,730世帯			(1) 給水工場数 43工場		
年度推移	2年度	154,557世帯	年度推移	2年度	44工場
	3年度	155,797世帯		3年度	44工場
	4年度	156,134世帯		4年度	44工場
	5年度	156,515世帯		5年度	44工場
	6年度	156,730世帯		6年度	43工場
	(2) 給水人口 337,518人				
年度推移	2年度	347,190人			
	3年度	347,258人			
	4年度	343,995人			
	5年度	341,055人			
	6年度	337,518人			
	(3) 給水栓数 146,518栓				
年度推移	2年度	143,466栓	年度推移	2年度	53栓
	3年度	144,584栓		3年度	53栓
	4年度	145,394栓		4年度	53栓
	5年度	145,750栓		5年度	53栓
	6年度	146,518栓		6年度	52栓
	(4) 年間配水量 45,946,227m <sup>3</sup>			(3) 年間配水量 80,708,814m <sup>3</sup>	
有効水量 39,556,324m <sup>3</sup>			有効水量 80,234,546m <sup>3</sup>		
有収水量 38,574,085m <sup>3</sup>			有収水量 80,234,546m <sup>3</sup>		
無収水量 982,239m <sup>3</sup>			無収水量 0m <sup>3</sup>		
無効水量 6,389,903m <sup>3</sup>			無効水量 474,268m <sup>3</sup>		
年間配水量推移	2年度	48,665,740m <sup>3</sup>	年間配水量推移	2年度	99,611,786m <sup>3</sup>
	3年度	47,672,245m <sup>3</sup>		3年度	86,916,972m <sup>3</sup>
	4年度	47,402,228m <sup>3</sup>		4年度	79,726,206m <sup>3</sup>
	5年度	46,648,604m <sup>3</sup>		5年度	81,853,438m <sup>3</sup>
	6年度	45,946,227m <sup>3</sup>		6年度	80,708,814m <sup>3</sup>
	有収水量推移	2年度		40,582,486m <sup>3</sup>	有収水量推移
3年度		39,903,448m <sup>3</sup>	3年度	83,697,625m <sup>3</sup>	
4年度		39,506,185m <sup>3</sup>	4年度	78,212,428m <sup>3</sup>	
5年度		38,844,619m <sup>3</sup>	5年度	80,885,924m <sup>3</sup>	
6年度		38,574,085m <sup>3</sup>	6年度	80,234,546m <sup>3</sup>	

業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

2 調定・収納 (上水道)			(工業用水道)		
(1) 現年度調定件数及び金額			(1) 現年度調定件数及び金額		
876,463件		6,839,119,924円	418件		2,248,346,300円
(月平均)			(月平均)		
73,038件		569,926,660円	34件		187,362,191円
年度推移 (件数)	2年度	857,726件	年度推移 (件数)	2年度	420件
	3年度	864,355件		3年度	420件
	4年度	870,102件		4年度	420件
	5年度	872,779件		5年度	420件
	6年度	876,463件		6年度	418件
	年度推移 (金額)	2年度		7,132,115,129円	年度推移 (金額)
3年度		7,040,011,699円	3年度	2,273,702,716円	
4年度		7,020,223,838円	4年度	2,261,706,332円	
5年度		6,884,842,396円	5年度	2,268,239,340円	
6年度		6,839,119,924円	6年度	2,248,346,300円	
(2) 過年度調定件数及び金額			(2) 過年度調定件数及び金額		
74,663件		563,750,363円	54件		209,710,310円
年度推移 (件数)	2年度	73,657件	年度推移 (件数)	2年度	53件
	3年度	73,179件		3年度	52件
	4年度	73,868件		4年度	52件
	5年度	73,302件		5年度	54件
	6年度	74,663件		6年度	54件
	年度推移 (金額)	2年度		571,600,631円	年度推移 (金額)
3年度		579,051,893円	3年度	197,585,006円	
4年度		551,637,642円	4年度	196,306,171円	
5年度		550,407,543円	5年度	210,112,583円	
6年度		563,750,363円	6年度	209,710,310円	
(3) 収納件数及び金額			(3) 収納件数及び金額		
875,812件		6,865,704,904円	417件		2,099,841,895円
(現年度)			(現年度)		
803,285件		6,311,513,382円	363件		1,890,131,585円
(過年度)			(過年度)		
72,527件		554,191,522円	54件		209,710,310円

業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

年度推移 (件数)	2年度	857,985件	年度推移 (件数)	2年度	420件
	3年度	863,310件		3年度	420件
	4年度	870,474件		4年度	418件
	5年度	871,207件		5年度	420件
	6年度	875,812件		6年度	417件
	年度推移 (金額)	2年度		7,123,628,975円	年度推移 (金額)
3年度		6,846,441,676円	3年度	2,274,981,551円	
4年度		7,029,450,145円	4年度	2,247,899,920円	
5年度		6,870,593,993円	5年度	2,268,641,613円	
6年度		6,865,704,904円	6年度	2,099,841,895円	

(4) 納付場所別収納件数・金額 (令和6年度上水道) (下水道料金を含む。)

コンビニ	142,655件	16.3%	958,683,034円	9.7%
銀行窓口(ゆうちょ含む)	28,196件	3.2%	857,902,250円	8.6%
料金センター窓口	15,629件	1.8%	146,320,494円	1.5%
口座振替	689,496件	78.7%	7,935,957,459円	80.2%
合計	875,976件	100%	9,898,863,237円	100%

3 給水開始、廃止及び検針 (上水道)

(工業用水道)

(1) 開始受付数(既設) 553件			(1) 開始受付数(既設) 0件		
年度推移	2年度	748件	年度推移	2年度	0件
	3年度	686件		3年度	0件
	4年度	640件		4年度	0件
	5年度	595件		5年度	0件
	6年度	553件		6年度	0件
	(2) 廃止検針件数 557件			(2) 廃止検針件数 1件	
年度推移	2年度	654件	年度推移	2年度	0件
	3年度	657件		3年度	0件
	4年度	589件		4年度	0件
	5年度	553件		5年度	0件
	6年度	557件		6年度	1件

業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

(3) 定例検針件数	914,170件	(3) 定例検針件数	443件
年度推移		年度推移	
2年度	882,450件	2年度	447件
3年度	893,290件	3年度	444件
4年度	901,673件	4年度	444件
5年度	908,065件	5年度	444件
6年度	914,170件	6年度	443件
(4) 所有権変更受付件数(6年度)	788件	(4) 所有権変更受付件数(6年度)	0件
(5) 漏水等の調査件数	年 5,950件	(5) 漏水等の調査件数	0件
(6) 漏水認定件数(6年度)	1,338件	(6) 漏水認定件数(6年度)	0件
(7) 調定更正件数(6年度)	403件	(7) 調定更正件数(6年度)	0件

4 メーター移動

(上水道)

(工業用水道)

(1) メーター新設	1,561件	(1) メーター新設	0件
年度推移		年度推移	
2年度	1,904件	2年度	0件
3年度	2,049件	3年度	0件
4年度	1,902件	4年度	0件
5年度	1,839件	5年度	0件
6年度	1,561件	6年度	0件
(2) 一時廃止中取付	558件	(2) 一時廃止中取付	0件
年度推移		年度推移	
2年度	721件	2年度	0件
3年度	700件	3年度	0件
4年度	633件	4年度	0件
5年度	573件	5年度	0件
6年度	558件	6年度	0件
(3) 給水装置撤去	220件	(3) 給水装置撤去	0件
年度推移		年度推移	
2年度	326件	2年度	0件
3年度	247件	3年度	1件
4年度	263件	4年度	2件
5年度	281件	5年度	1件
6年度	220件	6年度	0件
(4) メーター交換	20,583件	(4) メーター交換	14件
年度推移		年度推移	
2年度	17,936件	2年度	10件
3年度	14,526件	3年度	10件
4年度	27,170件	4年度	4件
5年度	24,129件	5年度	2件
6年度	20,583件	6年度	14件

業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

5 納入通知書等発行件数 (上水道)				(工業用水道)			
(1) 納入通知書 182,487件				(1) 納入通知書 112件			
年度推移	2年度	169,420件		年度推移	2年度	164件	
	3年度	173,781件			3年度	153件	
	4年度	179,296件			4年度	150件	
	5年度	179,891件			5年度	114件	
	6年度	182,487件			6年度	112件	
	(2) 督促状 40,761件				(2) 督促状 0件		
年度推移	2年度	40,828件		年度推移	2年度	0件	
	3年度	40,851件			3年度	0件	
	4年度	41,430件			4年度	0件	
	5年度	40,625件			5年度	0件	
	6年度	40,761件			6年度	0件	
	(3) 催告状 0件				(3) 催告状 0件		
年度推移	2年度	0件		年度推移	2年度	0件	
	3年度	0件			3年度	0件	
	4年度	0件			4年度	0件	
	5年度	0件			5年度	0件	
	6年度	0件			6年度	0件	

6 滞納整理 (上水道)				(工業用水道)			
(1) 停水予告書発送 15,067件				(1) 停水予告書発送 0件			
年度推移	2年度	15,775件		年度推移	2年度	0件	
	3年度	15,433件			3年度	0件	
	4年度	16,076件			4年度	0件	
	5年度	15,558件			5年度	0件	
	6年度	15,067件			6年度	0件	
	(2) 停水執行 921件				(2) 停水執行 0件		
年度推移	2年度	673件		年度推移	2年度	0件	
	3年度	714件			3年度	0件	
	4年度	830件			4年度	0件	
	5年度	922件			5年度	0件	
	6年度	921件			6年度	0件	

業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

(3)未収金額(年度末時点、未請求分も含む)			(3)未収金額(年度末時点、未請求分も含む)		
	75,087件	536,145,751円		55件	358,214,715円
(現年度分)			(現年度分)		
	73,178件	527,606,542円		55件	358,214,715円
(過年度分)			(過年度分)		
	1,909件	8,539,209円		0件	0円
年度推移 (現年度分)	2年度	563,999,197円	年度推移 (現年度分)	2年度	197,585,006円
		71,728件			52件
	3年度	551,637,642円		3年度	196,306,171円
		72,402件			52件
	4年度	542,256,818円		4年度	210,112,583円
		71,695件			54件
	5年度	555,658,103円		5年度	209,710,310円
		72,950件			54件
年度推移 (過年度分)	6年度	527,606,542円	年度推移 (過年度分)	6年度	358,214,715円
		73,178件			55件
	2年度	15,052,696円		2年度	0円
		1,451件			0件
	3年度	12,406,906円		3年度	0円
		1,466件			0件
	4年度	8,150,725円		4年度	0円
		1,607件			0件
5年度	8,092,260円	5年度	0円		
	1,713件		0件		
6年度	8,539,209円	6年度	0円		
	1,909件		0件		
(4)年度別収納率(年度末時点)(上水道)					
現年度分			過年度分		
	収納率	(金) (件)		収納率	(金) (件)
2年度	92.09%	91.64%	2年度	97.19%	97.73%
3年度	89.25%	91.62%	3年度	97.30%	97.59%
4年度	92.28%	91.76%	4年度	97.77%	97.56%
5年度	91.93%	91.64%	5年度	98.37%	97.38%
6年度	92.29%	91.65%	6年度	98.30%	97.14%

業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

(4) 年度別収納率 (年度末時点)(工業用水道)							
現年度分			過年度分				
	収納率	(金)	(件)		収納率	(金)	(件)
2年度	91.29%		87.62%	2年度	98.11%		99.99%
3年度	91.37%		87.62%	3年度	100.00%		100.00%
4年度	90.71%		87.14%	4年度	100.00%		100.00%
5年度	90.75%		87.14%	5年度	100.00%		100.00%
6年度	84.07%		86.84%	6年度	100.00%		100.00%

(5) 不納欠損額			(5) 不納欠損額		
	226件	1,017,674円		0件	0円
年度推移	2年度	1,034,136円	年度推移	2年度	15,940円
		218件			
3年度		3,239,080円	3年度		0円
		294件			
4年度		4,350,935円	4年度		0円
		194件			
5年度		898,796円	5年度		0円
		211件			
6年度		1,017,674円	6年度		0円
		226件			

7 口座情報異動 (上水道)			7 口座情報異動 (工業用水道)		
(1) 口座情報異動件数		7,665件	(1) 口座情報異動件数		0件
(内訳)	新規受付	6,014件	(内訳)	新規受付	0件
	変更・修正	1,024件		変更・修正	0件
	口座解約	627件		口座解約	0件

8 還付・充当 (上水道)			8 還付・充当 (工業用水道)		
(1) 還付・充当件数		211件	(1) 還付・充当件数		0件
(内訳)	還付発生	163件	(内訳)	還付発生	0件
	充当処理	48件		充当処理	0件

下水道事業 業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

1 事業規模 (下水道)

(1) 行政区域内戸数			176,888戸
年度推移	2年度		175,983戸
	3年度		176,024戸
	4年度		176,486戸
	5年度		176,639戸
	6年度		176,888戸
	(2) 処理区域内戸数		
年度推移	2年度		70,206戸
	3年度		69,957戸
	4年度		70,878戸
	5年度		71,397戸
	6年度		71,554戸
	(3) 行政区域内人口		
年度推移	2年度		364,210人
	3年度		361,337人
	4年度		358,203人
	5年度		354,837人
	6年度		351,267人
	(4) 処理区域内人口		
年度推移	2年度		138,918人
	3年度		137,018人
	4年度		137,126人
	5年度		137,227人
	6年度		135,920人
	(5) 人口普及率	※(4)÷(3)	
年度推移	2年度		38.1%
	3年度		37.9%
	4年度		38.3%
	5年度		38.7%
	6年度		38.7%

下水道事業 業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

(6)水洗化(接続)戸数			55,918戸
年度推移	2年度		55,853戸
	3年度		55,398戸
	4年度		55,717戸
	5年度		55,751戸
	6年度		55,918戸
	(7)水洗化(接続)人口		
年度推移	2年度		112,195人
	3年度		110,208人
	4年度		109,768人
	5年度		108,745人
	6年度		107,797人
	(8)水洗化率 ※(7)÷(4)		
年度推移	2年度		80.8%
	3年度		80.4%
	4年度		80.0%
	5年度		79.2%
	6年度		79.3%
	(9)未接続戸数 ※(2)-(6)		
年度推移	2年度		14,353戸
	3年度		14,559戸
	4年度		15,161戸
	5年度		15,646戸
	6年度		15,636戸
	(10)未接続人口 ※(4)-(7)		
年度推移	2年度		26,723人
	3年度		26,810人
	4年度		27,358人
	5年度		28,482人
	6年度		28,123人

下水道事業 業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

(11)年間汚水処理水量		22,413,440m <sup>3</sup>
年度推移	2年度	23,384,419m <sup>3</sup>
	3年度	23,280,081m <sup>3</sup>
	4年度	21,905,657m <sup>3</sup>
	5年度	22,116,006m <sup>3</sup>
	6年度	22,413,440m <sup>3</sup>
	(12)年間総有収水量	
年度推移	2年度	15,647,626m <sup>3</sup>
	3年度	15,475,423m <sup>3</sup>
	4年度	15,381,161m <sup>3</sup>
	5年度	15,347,474m <sup>3</sup>
	6年度	15,327,069m <sup>3</sup>

2 下水道使用料 調定・収納

(1)現年度調定件数及び金額		
	312,669件	3,018,317,258円
(月平均)		
	26,055件	251,526,438円
年度推移(件数)	2年度	294,456件
	3年度	299,340件
	4年度	304,348件
	5年度	308,580件
	6年度	312,669件
	年度推移(金額)	2年度
3年度		3,008,949,547円
4年度		3,004,308,364円
5年度		3,011,504,433円
6年度		3,018,317,258円
※受付・収納・検針・口座振替件数等は上下水一体徴収のため、上水道に準ずる		

下水道事業 業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

(2) 排除汚水量申告書 受付件数		
約50件/月		
(3) 下水道接続件数		
年度推移(件数)	2年度	897件
	3年度	870件
	4年度	872件
	5年度	756件
	6年度	683件

3 受益者負担金 調定・収納

(1) 現年度調定件数及び金額		
4,824件		55,465,910円
年度推移(件数)	2年度	6,545件
	3年度	5,679件
	4年度	3,696件
	5年度	6,836件
	6年度	4,824件
	年度推移(金額)	2年度
3年度		44,782,230円
4年度		34,891,290円
5年度		49,993,050円
6年度		55,465,910円
(2) 申告書 397件		
年度推移	2年度	529件
	3年度	490件
	4年度	342件
	5年度	692件
	6年度	397件
	(3) 納入通知書 627件	
年度推移	2年度	904件
	3年度	761件
	4年度	520件
	5年度	864件
	6年度	627件

下水道事業 業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

(4)督促状		306件
年度推移	2年度	227件
	3年度	268件
	4年度	219件
	5年度	309件
	6年度	306件
	(5)未収金額 (年度末時点、未請求分も含む)	
(現年度分)		254件 1,064,440円
(過年度分)		119件 501,400円
		135件 563,040円
年度推移(現年度分)	2年度	749,980円 137件
	3年度	850,330円 146件
	4年度	492,180円 84件
	5年度	972,760円 101件
	6年度	501,400円 119件
	年度推移(過年度分)	2年度
3年度		904,840円 178件
4年度		744,820円 161件
5年度		658,370円 132件
6年度		563,040円 135件

下水道事業 業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

(6)年度別収納率 (年度末時点)		
区分	現年度分	過年度分
2年度	98.49%	48.94%
3年度	98.10%	40.94%
4年度	98.59%	51.50%
5年度	98.05%	44.12%
6年度	99.10%	61.61%

(7)不納欠損額		
	14件	63,220円
年度推移	2年度	177,340円
		28件
	3年度	76,980円
		10件
	4年度	106,400円
		4件
	5年度	32,990円
		13件
	6年度	63,220円
		14件

4 普及活動

年度推移	2年度	訪問件数	6,602件
		うち面談件数	1,595件
	3年度	訪問件数	10,508件
		うち面談件数	2,822件
	4年度	訪問件数	9,638件
		うち面談件数	1,801件
	5年度	訪問件数	11,895件
		うち面談件数	3,098件
	6年度	訪問件数	12,206件
		うち面談件数	3,389件

農業及び漁業集落排水事業 業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

1 事業規模				(農業集落排水事業)	(漁業集落排水事業)			
(1) 供用開始戸数	396戸			(1) 供用開始戸数	1,136戸			
	年度推移	5年度	396戸		年度推移	5年度	1,135戸	
		6年度	396戸			6年度	1,136戸	
(2) 供用開始人口	1,354人			(2) 供用開始人口	2,773人			
	年度推移	5年度	1,354人		年度推移	5年度	2,772人	
		6年度	1,354人			6年度	2,773人	
(3) 請求(使用)戸数	331戸			(3) 請求(使用)戸数	645戸			
	年度推移	5年度	334戸		年度推移	5年度	652戸	
		6年度	331戸			6年度	645戸	
(4) 請求(使用)人口	966人			(4) 請求(使用)人口	1,499人			
	年度推移	5年度	976人		年度推移	5年度	1,517人	
		6年度	966人			6年度	1,499人	

2 調定・収納				(農業集落排水事業)	(漁業集落排水事業)			
(1) 現年度調定件数及び金額	1,990件      16,891,237円			(1) 現年度調定件数及び金額	3,900件      29,881,203円			
	(月平均)				(月平均)			
	165件      1,407,603円				325件      2,490,100円			
	年度推移 (件数)	5年度	2,009件		年度推移 (件数)	5年度	3,936件	
		6年度	1,990件			6年度	3,900件	
年度推移 (金額)	5年度	17,044,896円	年度推移 (金額)	5年度	30,304,769円			
	6年度	16,891,237円		6年度	29,881,203円			
(2) 過年度調定件数及び金額	7件      47,212円			(2) 過年度調定件数及び金額	32件      1,549,986円			
	(月平均)				(月平均)			
	7件      47,212円				32件      1,549,986円			
	年度推移 (件数)	5年度	8件		年度推移 (件数)	5年度	30件	
		6年度	7件			6年度	32件	
年度推移 (金額)	5年度	54,428円	年度推移 (金額)	5年度	1,528,329円			
	6年度	47,212円		6年度	1,549,986円			

農業及び漁業集落排水事業 業務規模の概要(令和6年度実績)  
(令和6年度実績及び年度別推移)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">(3) 収納件数及び金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,987件</td> <td style="text-align: right;">16,875,089円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(現年度)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1,983件</td> <td style="text-align: right;">16,846,225円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(過年度)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">4件</td> <td style="text-align: right;">28,864円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度推移 (件数)</td> <td style="text-align: center;">5年度</td> <td style="text-align: right;">2,010件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">1,987件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度推移 (金額)</td> <td style="text-align: center;">5年度</td> <td style="text-align: right;">17,052,112円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">16,875,089円</td> </tr> </table>	(3) 収納件数及び金額			1,987件	16,875,089円		(現年度)			1,983件	16,846,225円		(過年度)			4件	28,864円		年度推移 (件数)	5年度	2,010件		6年度	1,987件	年度推移 (金額)	5年度	17,052,112円		6年度	16,875,089円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">(3) 収納件数及び金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3,883件</td> <td style="text-align: right;">29,771,731円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(現年度)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3,866件</td> <td style="text-align: right;">29,647,959円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(過年度)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">17件</td> <td style="text-align: right;">123,772円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度推移 (件数)</td> <td style="text-align: center;">5年度</td> <td style="text-align: right;">3,932件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">3,883件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度推移 (金額)</td> <td style="text-align: center;">5年度</td> <td style="text-align: right;">30,272,605円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">29,771,731円</td> </tr> </table>	(3) 収納件数及び金額			3,883件	29,771,731円		(現年度)			3,866件	29,647,959円		(過年度)			17件	123,772円		年度推移 (件数)	5年度	3,932件		6年度	3,883件	年度推移 (金額)	5年度	30,272,605円		6年度	29,771,731円
(3) 収納件数及び金額																																																													
1,987件	16,875,089円																																																												
(現年度)																																																													
1,983件	16,846,225円																																																												
(過年度)																																																													
4件	28,864円																																																												
年度推移 (件数)	5年度	2,010件																																																											
	6年度	1,987件																																																											
年度推移 (金額)	5年度	17,052,112円																																																											
	6年度	16,875,089円																																																											
(3) 収納件数及び金額																																																													
3,883件	29,771,731円																																																												
(現年度)																																																													
3,866件	29,647,959円																																																												
(過年度)																																																													
17件	123,772円																																																												
年度推移 (件数)	5年度	3,932件																																																											
	6年度	3,883件																																																											
年度推移 (金額)	5年度	30,272,605円																																																											
	6年度	29,771,731円																																																											

3 納入通知書等発行件数 (農業集落排水事業)	(漁業集落排水事業)																																																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">(1) 納付書</td> <td style="text-align: right;">105件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度推移</td> <td style="text-align: center;">5年度</td> <td style="text-align: right;">93件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">105件</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 口座振替通知書</td> <td style="text-align: right;">1,888件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度推移</td> <td style="text-align: center;">5年度</td> <td style="text-align: right;">1,899件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">1,888件</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3) 督促状</td> <td style="text-align: right;">32件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度推移</td> <td style="text-align: center;">5年度</td> <td style="text-align: right;">13件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">32件</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(4) 催告状</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度推移</td> <td style="text-align: center;">5年度</td> <td style="text-align: right;">2件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">2件</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 納付書			105件	年度推移	5年度	93件			6年度	105件		(2) 口座振替通知書			1,888件	年度推移	5年度	1,899件			6年度	1,888件		(3) 督促状			32件	年度推移	5年度	13件			6年度	32件		(4) 催告状			2件	年度推移	5年度	2件			6年度	2件		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">(1) 納付書</td> <td style="text-align: right;">407件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度推移</td> <td style="text-align: center;">5年度</td> <td style="text-align: right;">410件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">407件</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) 口座振替通知書</td> <td style="text-align: right;">3,486件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度推移</td> <td style="text-align: center;">5年度</td> <td style="text-align: right;">3,540件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">3,486件</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3) 督促状</td> <td style="text-align: right;">133件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度推移</td> <td style="text-align: center;">5年度</td> <td style="text-align: right;">134件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">133件</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(4) 催告状</td> <td style="text-align: right;">10件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度推移</td> <td style="text-align: center;">5年度</td> <td style="text-align: right;">5件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">10件</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 納付書			407件	年度推移	5年度	410件			6年度	407件		(2) 口座振替通知書			3,486件	年度推移	5年度	3,540件			6年度	3,486件		(3) 督促状			133件	年度推移	5年度	134件			6年度	133件		(4) 催告状			10件	年度推移	5年度	5件			6年度	10件	
(1) 納付書			105件																																																																																														
年度推移	5年度	93件																																																																																															
	6年度	105件																																																																																															
(2) 口座振替通知書			1,888件																																																																																														
年度推移	5年度	1,899件																																																																																															
	6年度	1,888件																																																																																															
(3) 督促状			32件																																																																																														
年度推移	5年度	13件																																																																																															
	6年度	32件																																																																																															
(4) 催告状			2件																																																																																														
年度推移	5年度	2件																																																																																															
	6年度	2件																																																																																															
(1) 納付書			407件																																																																																														
年度推移	5年度	410件																																																																																															
	6年度	407件																																																																																															
(2) 口座振替通知書			3,486件																																																																																														
年度推移	5年度	3,540件																																																																																															
	6年度	3,486件																																																																																															
(3) 督促状			133件																																																																																														
年度推移	5年度	134件																																																																																															
	6年度	133件																																																																																															
(4) 催告状			10件																																																																																														
年度推移	5年度	5件																																																																																															
	6年度	10件																																																																																															

4 滞納整理 (農業集落排水事業)	(漁業集落排水事業)																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">(1) 未収金額 (年度末時点、未請求分も含む)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">10件</td> <td style="text-align: right;">63,360円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(現年度分)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">7件</td> <td style="text-align: right;">45,012円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(過年度分)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3件</td> <td style="text-align: right;">18,348円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度推移 (現年度分)</td> <td style="text-align: center;">5年度</td> <td style="text-align: right;">28,864円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">45,012円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">7件</td> </tr> </table>	(1) 未収金額 (年度末時点、未請求分も含む)			10件	63,360円		(現年度分)			7件	45,012円		(過年度分)			3件	18,348円		年度推移 (現年度分)	5年度	28,864円		6年度	45,012円		6年度	7件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">(1) 未収金額 (年度末時点、未請求分も含む)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">47件</td> <td style="text-align: right;">1,645,290円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(現年度分)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">34件</td> <td style="text-align: right;">233,244円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(過年度分)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">13件</td> <td style="text-align: right;">1,412,046円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年度推移 (現年度分)</td> <td style="text-align: center;">5年度</td> <td style="text-align: right;">143,220円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">233,244円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6年度</td> <td style="text-align: right;">34件</td> </tr> </table>	(1) 未収金額 (年度末時点、未請求分も含む)			47件	1,645,290円		(現年度分)			34件	233,244円		(過年度分)			13件	1,412,046円		年度推移 (現年度分)	5年度	143,220円		6年度	233,244円		6年度	34件
(1) 未収金額 (年度末時点、未請求分も含む)																																																							
10件	63,360円																																																						
(現年度分)																																																							
7件	45,012円																																																						
(過年度分)																																																							
3件	18,348円																																																						
年度推移 (現年度分)	5年度	28,864円																																																					
	6年度	45,012円																																																					
	6年度	7件																																																					
(1) 未収金額 (年度末時点、未請求分も含む)																																																							
47件	1,645,290円																																																						
(現年度分)																																																							
34件	233,244円																																																						
(過年度分)																																																							
13件	1,412,046円																																																						
年度推移 (現年度分)	5年度	143,220円																																																					
	6年度	233,244円																																																					
	6年度	34件																																																					

農業及び漁業集落排水事業 業務規模の概要(令和6年度実績)

(令和6年度実績及び年度別推移)

年度推移 (過年度分)	5年度	18,348円	年度推移 (過年度分)	5年度	1,406,766円
		3件			6年度
	6年度	18,348円	6年度	1,412,046円	
		3件		13件	
(2) 年度別収納率(年度末時点) (農業集落排水事業)					
現年度分			過年度分		
	収納率	(金) (件)		収納率	(金) (件)
5年度	99.83%	99.80%	5年度	66.29%	62.50%
6年度	99.73%	99.65%	6年度	61.14%	57.14%
(漁業集落排水事業)					
現年度分			過年度分		
	収納率	(金) (件)		収納率	(金) (件)
5年度	99.53%	99.49%	5年度	7.27%	53.33%
6年度	99.22%	99.13%	6年度	8.06%	56.67%
(3) 不納欠損額 (農業集落排水事業)			(3) 不納欠損額 (漁業集落排水事業)		
0件 0円			2件 14,168円		
年度推移	5年度	0円	年度推移	5年度	20,807円
		0件			6年度
	6年度	0円		6年度	
		0件			2件

5 普及活動

(農業集落排水事業)

(漁業集落排水事業)

年度推移	5年度	訪問件数	51件	年度推移	5年度	訪問件数	283件
		うち面談件数	9件			6年度	うち面談件数
	6年度	訪問件数	51件		6年度		訪問件数
		うち面談件数	9件			うち面談件数	13件

和歌山市企業局 各種水道メータ一検針件数の推移

【実績】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上水道	通常メータ一検針件数	853,530	863,694	874,530	882,911	889,303	895,319
	集中検針盤検針件数	18,750	18,756	18,760	18,762	18,762	18,851
	計	872,280	882,450	893,290	901,673	908,065	914,170
工業用水道	メータ一検針件数	447	447	444	444	444	443
合計		872,727	882,897	893,734	902,117	908,509	914,613

## 和歌山市企業局検針業務委託契約書 (案)

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、上水道、工業用水道の水道メーターの検針業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- （1）水道メーターの検針業務
- （2）前号の検針業務に附帯する業務  
（契約及び履行期間）

第2条 この契約の期間は、契約日の翌日から令和13年9月30日までとし、この委託業務の履行期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

（業務履行場所）

第3条 和歌山市七番丁16番地 ワイチビル4F 検針事務所

（委託業務の履行方法）

第4条 乙は、別紙和歌山市企業局検針業務委託に関する仕様書の内容に従って委託業務を処理しなければならない。

（業務対象区域）

第5条 この業務の対象区域は、和歌山市企業局給水区域内とする。

（委託金）

第6条 委託金の額は1件当り、円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。ただし、集中検針盤は1件当り、前記委託金額の50パーセントの額（銭未満切り捨て）とし、工業用水道メーターの検針は1件当り前記委託金額の250パーセントの額（銭未満切り捨て）とする。

（契約保証金）

第7条 乙は、契約保証金として円をこの契約と同時に甲に支払わなければならない。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の処理について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の処理に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(履行期間の延長)

第12条 乙は、その責に帰することができない理由その他の正当な理由により履行期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(危険負担)

第13条 委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由により生じた損害のために必要が生じた経費については、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の処理に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(履行遅滞に係る損害金等)

第14条 甲は、乙の責に帰すべき理由により毎月甲が指定する日までに委託業務を完了することができない場合において、乙から損害金を徴収することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数1日について1年相当分の支払予定金額の1,000分の1に相当する額とする。

3 乙は、甲の責に帰すべき理由により第16条第2項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払い期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

(確認)

第15条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を書類により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第16条 乙は、毎月、当該月に処理すべき委託業務のすべてについて前条の規定による確認を受けた後、処理した件数に応じ算出した額に、消費税及び地方消費税を加えた額を、甲に対して、当該月分の委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により履行期間中委託業務を継続して処理できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 第25条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に処理する意思がないと認められるとき。
- (5) 第21条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、処理した件数に応じ算出した額に、消費税及び地方消費税を加えた額を乙に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は甲に帰属するものとし、契約保証金の納付がないときは、乙は契約期間の支払予定金額の10分の1に相当する額又はその不足分を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

第18条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をして契約を解除することができる。

2 第11条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第20条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除請求権)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除を請求することができる。

- (1) 第11条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため1年相当分の支払い予定金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第11条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第11条第2項及び第17条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

(契約不適合責任)

第22条 甲は、第15条の規定による確認の日から1年間、乙に対して不適合箇所の補修を請求することができる。

2 甲は、前項の補修に替え、損害賠償を請求することができる。

(損害金等の徴収)

第23条 甲は、乙がこの契約に基づく損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第24条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第25条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事務所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第26条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下、ポリシーという。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(裁判管轄)

第27条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(補則)

第28条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 和歌山市七番丁 2 3 番地  
氏名 和歌山市  
和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

乙 住所  
氏名

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

#### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

#### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

# 質問・回答について

1 委 託 名 称 和歌山市企業局検針業務委託

2 委 託 番 号 32

3 担 当 課 営業課

## 4 質 問 及 び 回 答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年5月29日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。